

平成25年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時：平成26年3月18日（火）13:30～15:30
場所：公害等調整委員会委員会室

○駒形事務局長 それでは、本日は皆さんお忙しいところ、ありがとうございます。早速、定刻でございますので、始めさせていただきます。座ったまま進行させていただきます。

まず初めに、御出席いただいております有識者の皆様方を御紹介させていただきます。

東京経済大学現代法学部教授、磯野弥生様。磯野様はちょっと遅れて見えるということでございます。

日本司法支援センター特別参与、大川真郎様。

○大川構成員 大川でございます。

○駒形事務局長 (株)電通シニア・クリエイティブ・ディレクター、岸勇希様。

○岸構成員 岸でございます。よろしく申し上げます。

○駒形事務局長 上智大学法学部教授、北村喜宣様。

○北村構成員 北村喜宣です。

○駒形事務局長 関西大学総合情報学部教授、名取良太様。

○名取構成員 名取です。よろしく申し上げます。

○駒形事務局長 栃木県公害審査会会長、山田洋一様。

○山田構成員 山田洋一でございます。

○駒形事務局長 どうぞよろしく願いいたします。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

富越和厚委員長。

○富越委員長 富越でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○駒形事務局長 松森宏委員。

○松森委員 よろしく申し上げます。

○駒形事務局長 柴山秀雄委員。

○柴山委員 柴山です。よろしく申し上げます。

○駒形事務局長 吉村英子委員。

○吉村委員 吉村です。よろしく願いいたします。

○駒形事務局長 なお、松森委員は3時過ぎぐらいに途中退席とさせていただきます。

○松森委員 すみません。

○駒形事務局長 よろしく願いいたします。

また、事務局から、事務局長を務めます私、駒形のほか、岡部事務局次長。

○岡部事務局次長 岡部です。よろしく申し上げます。

○駒形事務局長 それから、河合総務課長。

○河合総務課長 河合でございます。よろしく申し上げます。

○駒形事務局長者 陶山総務課課長補佐が出席しております。

○陶山課長補佐 陶山でございます。

○駒形事務局長 よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、富越委員長より一言御挨拶申し上げたいと思います。

よろしく申し上げます。

○富越委員長 本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

当委員会では、政策評価懇談会、これを毎年開催させていただいており、毎回、業務等について貴重な御意見をいただいております。本年度も有識者の皆様に御参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

開催に当たり、本年度の当委員会の動きについて若干申し上げます。

新規に受け付けた公害紛争事件は本日時点で36件となっており、昨年度の29件から更に増加しているという状態であります。また、係属した事件数は本日時点で77件となっております。

当委員会では、公害紛争の迅速・適正な解決に資するよう、多様化・複雑化する公害紛争について着実に対応するとともに、近年、公害紛争処理制度の利用の促進に向けた取組を行ってきました。具体的には、制度を利用する地方在住者の負担を軽減するための、いわゆる現地期日の積極的な開催や機動的な調査の実施に取り組むとともに、国民や地方公共団体、弁護士会などの関係機関に対する制度の周知・広報に努めてまいりました。その結果ということになるかどうかはいろいろ議論あるかと思いますが、当委員会で取り扱う係属事件が増加するなどの成果を上げているほか、代理人に弁護士が選任された事件の割合も上昇する傾向が見られます。他方で、こうした動向に合わせて、小規模な紛争が増加するなどの傾向も見られております。

なお、今、近年の取組として3つ挙げたわけですが、1つは現地期日の開催、それから2番目が積極的な調査の実施、3番目が広報ということで、実は毎回、有識者の方々、来ていただきますと、毎年同じことを言っているんじゃないかとおっしゃるのですが、ここの一、二年のところでの特徴を申し上げますと、私の感想としましては、現地期日の開催の方は、ある意味でプラクティスが安定してきたと。全体の事件母数が少ないものですから、ばらつきはありますが、運用はほぼ安定してきたかなと。それから、ここ数年での、ここ一、二年の特徴としては、今申し上げた小規模な、いわゆる大型ではない、近隣紛争に近いものを含めて、早急に現地へ行って実態と当事者の主張を確認するという形での機動的な調査、この機動的な現地調査というのを、言わば少し充実させてきたという印象を持っております。それから、去年は特に広報に努めたということで、毎年同じようなことを言っていますが、多少中身で変わってきておるということを御理解いただきたいと思えます。

今回の意見交換は、これまでの3年間の取組や動向を総括するとともに、来るべき新たな3年間を通じて、より効果的かつ効率的に業務を遂行していく上での知見を得るための、言わば節目となるものであります。皆様には、次の3年間の基本計画や業務運営の全般について御知見を賜りたく、是非忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

私の挨拶としては以上、よろしくようお願い申し上げます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○駒形事務局長 どうもありがとうございました。

ただいま、東京経済大学現代法学部教授の磯野弥生様が到着されましたので、御紹介申し上げます。

○磯野構成員 遅れまして申し訳ありません。

○駒形事務局長 それでは次に、当委員会の業務及び政策評価についての説明、意見交換でございます。今年度は、平成23年度に策定した政策評価基本計画期間の最終年となっておりますので、この3年間を総括した状況を御説明するとともに、それらを踏まえ、来年度からの新たな政策評価の目標などについても御意見を賜りたいと考えております。当委員会の業務は、公害紛争処理と土地利用の調整、こういう2つに大きく分けられますので、まずは公害紛争処理の状況について、河合総務課長より説明の後、意見交換を行いたいと思います。

○河合総務課長 では、まず資料なんですけど、資料1から資料3を、同時に御覧いただくような形で御説明を、まず最初にさせていただきたいと思います。

私どもの業務、公害とそれから土地と、大きく分かれておりますが、一度に全部説明しても、長いので、まず最初に公害の部分の説明をさせていただいたところで、一旦そこで切りまして、御意見を賜れればと思っております。なお、平成25年度実績については、平成26年2月末時点のものでございます。

資料1でございますが、こちらが全体総括的な資料になっておりまして、資料2が、言わば過去3年間の事後評価を行っている評価書ということでございまして、一方で、資料3は次の3年間の分析を事前に行っている事前分析表ということで、こちらは新たな測定指標なども入れ込んであるものという形になっておりまして、この3つをまず最初に御説明させていただきたいと思います。

そこで、まず最初に、資料2の1ページ目を御覧いただきたいんですが、従来からの施策といたしまして、公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適切な処理ということになっておりまして、中ほどに測定指標が4つほど入っているということでございます。それで、一番上の測定指標でございますが、公調委における事件の相談、受付、係属、終結の状況ということで、それぞれの件数を入れてございます。

一方で、資料2の2ページ目を先に御覧いただきたいと思うんですが、こちらの方の施策は、国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等ということでございまして、こちらの方は測定指標が3つということになっております。こちらの利用の促進の最初の測定指標ですが、こちらも1ページ目の方の施策と同じ、事件の相談、受付、係属、終結ということになっておりまして、再掲という形になっております。同じもの入ってございますが、事件の相談や受付ということは、どちらかという利用の促進のための指標ということで、一方で、事件の係属や終結ということにつきましては、1ページ目の方の迅速かつ適正な処理という関係の指標だということでございます。

それで、資料1の方を御覧いただきたいと思います。1ページ目でございますが、最初のグラフが申請相談の件数ということになっておりまして、実線と点線の2つのグラフになっておりますが、実線の事案件数というのが資料2に入っております数字をグラフ化したものになっております。こちらの実線の方は、同じ方が1件の事案について何回電話をかけてこられても1件としてカウントしているものでございまして、一方で、点線の方は延べ件数と入っておりますが、同じ方が何回か電話をかけてこられると、それを複数回としてカウントしているものということでございます。ですから、実線と点線の乖離が激しいときは、結構何度も電話をかけてこられる方がいたということでございます。

これでございますが、22年度が基準年となっております、ここから右肩上がりに伸びているということになっているわけでございますので、ですから、資料2の方の2ページ目の利用の促進という施策の観点からいきますと、その成果が表れて、相談の件数が伸びているのではないかと判断できるかと思えます。

一方で、それ以外の指標でございますが、資料1の方の下側のグラフでございます。受付件数と係属件数と終結件数の棒グラフになってございます。

これも22年度の時点の数字が基準とされているわけでございますが、受付件数につきましては、22年度の基準27件に対しまして、29、29、36というふうに伸びておりますので、これも利用の促進を図っていった結果として、受付件数が伸びていると言えるのではないかと思います。

一方で、係属件数が、これも22年度の57件から、67、74、77と伸びてございます。こちらの方も受付件数が伸びているので係属件数が伸びているということもございまして、半面として、公調委での業務の効率が悪いと仕事がたまるということがありますので、ですから、係属件数が増えていることが必ずしもストレートにいいことになるかどうかは、ちょっと微妙なところもございまして、今、係属件数がかなり増えているという状況でございます。

一方で、終結件数の方でございます。これは22年度19件でしたが、22、33、23ということございまして、22年度の基準と比べますと、それを上回る数を処理することができているということございまして、そういう点では、資料2の1ページ目の施策である迅速かつ適正な処理については、そこは目標を上回ってこなせているのではないかと判断できるかと思えます。

そこで、こういった過去3年の数値が出ているわけでございますが、資料3の方を御覧いただきたいと思えます。

資料3の1ページ目、迅速かつ適切な処理の次の3年間の測定指標を入れ込んでおります。これも同じく相談、受付、係属、終結というふうに測定指標を入れ込んでございまして、ここで基準として入れているものでございまして、23年度から25年度、この3年間の平均の数をまず出して入れるということ为原则としてやっております、前回、22年度単年度でやっておりましたが、今回は3年分の数値が出ているということで、3年

分の平均を出して入れたということになっております。

ただし、終結のところだけは、実は単純に平均にしておりませんで、これ、終結のところ、過去3年、23年度から25年度の単純に平均にしますと26という数字になるんですが、それを32に、ちょっと上乘せをしたというところでございまして、何でこうしたかということでございしますが、受付が31で終結が26ということになりますと、要は単年度で5件赤字になるということでございまして、3年分だと15件たまってしまうということ、これはいかなものかというふうに考えたわけでございます。ということで、先ほど係属件数もだんだん増えてきているというふうに申し上げましたが、そういう状況下では、毎年最低1件は黒字を出すような目標にした方がいいではないかということで、3年分の平均の受付の31にプラス1をいたしまして、終結については32という目標にしたわけでございます。

これが最初の測定指標ということでございます。

次でございますが、資料2に戻っていただきまして、2つ目の測定指標で、事件調査の実施状況ということでございます。

資料の、恐縮ですが、1の方の2ページ目を御覧いただきたいと思っております。中ほどの括弧に事件調査というところで、表が2つ並べてございまして、上の方の表が資料2の数値が入っている表でございます。22年度が基準35件で、それが33、22、12ということになっておりまして、これだけ見ると大きく減っているではないかと。何か活動が低調化しているのではないかというふうに、ちょっとそんなふうに見えてしまう感じなんです、そこで下の方の表ということでございますが、こちらの方が63、68、80ということになっておりまして、じゃ、この2つの数値、どういうふうに出しているんだということをまず御説明しないとよく分からないかと思っておりますので、御説明させていただきます。

事件調査といっても調査の仕方が複数ございまして、上の方の表のところは事件調査の状況と書いてありまして、事件調査の推移は以下のとおりとして括弧入ってございしますが、まず委託調査につきましては、例えば騒音を測定したりとか、あるいは地盤の状況を調べたりとか、そういったようなことを外部の業者に委託をして調べるという委託調査でございます。次が裁定委員会と書いてありますが、これは裁定委員会の3人の委員が自ら現地に調査に行ったものということでございまして、その次に、及び裁定委員会の命を受けて事務局が行う現地調査と入ってございしますが、こちらの方は、裁定委員会が決定をして、その決定という手続をもって事務局を派遣するというところでございまして、ですから、委託調査と裁定委員会自らの調査と、それから裁定委員会の命を受けて事務局が行う調査、この3つの調査の数を合わせたものが33、22、12という上の表の数値になっております。

一方で、下の方の表ですが、こちらの方が数が多いわけでございますけれども、これは実は、上の方の表の数値、3つの調査を合わせた数値にもう1つ足しているものでございまして、これは、裁定委員会の命がない段階で事務局が行う調査ということでございまして、例えば、第1回の裁定委員会が開かれる前に状況を把握するために事務局が現地に行

った調査であるとか、あるいはもっと言えば、裁定委員会で決定を下さずに、わざわざ決定を下さない形で、例えば裁定委員長の命だけで現地調査に行ったりとか、そういったような正式な手続を取らないで事務局が調査に行ったものを加えた数が下の方の表になっております。ですから、4つの調査の類型全部を足したものが下の方の表という形でございます。

それで、なおということですが、資料2の方の測定指標の33、22、12の下のところ括弧書き入っております、17、11、11というものが括弧で入っておりますが、実は、こちらの括弧の方は白書に書いてあります数字でございます、ちょっといろいろと別な数字を使っていて、非常に分かりにくくて恐縮でございますが、こちらの括弧で入った数字につきましては、委託調査の件数と、それから裁定委員会が自ら調査に行った件数の、この2つの調査を足し上げた件数が従来から白書で使っていた数字ということでございます。ですから、この括弧の数字に裁定委員会の命を受けて事務局が行った調査の数を足すと、33、22、12になるということでございます。

そこでということですが、資料1の方を御覧いただきますと、事務局が命を受けずに行った調査も足すと63、68、80ということでございます、実は結構、今年度は活動がかなり行われているということでございます。実際、予算の執行ベースで見ましても、実は今年度は12月ぐらいで早々に予算がほぼ枯渇をするような状況になっていまして、それだけ出張旅費を使って調査に行ったというような状況にあったわけでございます。ですから、今年度は実際かなり現地に出張に行って、調べに行ったということで、むしろ今年度は活動が活発であったということが実は言えるということでございます。ですから、従来の32、22、12という数字ですと逆に活動が低調だったように見えてしまうんですが、実際の予算の執行ベースで見ると活動はかなり活発だったということございまして、それが分かるように、この下の方の表もお付けを申し上げたということでございます。

そこで、そういった過去3年間の実績を御説明したわけですが、資料3の方にいっていただきまして、じゃあ、次の3年間の測定指標をどうするかということございまして、2つ目の事件調査の実施状況ということで、基準値、過去3年間の平均で70と書いてございますが、やはり資料1の方の上と下の2つの表でいきますと、下の方の全ての調査を足し合わせたものの方が実態を反映しているのではないかとということがございまして、これまでの3年間と数字の出し方を変えまして、全ての調査を合計したものを今後の指標に使っていかうということで改めたものということございまして。これは、資料1の下の方の表の63、68、80の3年間の平均をとったものが70ということで、次の3年間の測定指標として入れたものでございます。

それから、次でございますが、また資料2に戻っていただきまして、測定指標の3つ目でございますけれども、裁定事件の平均処理期間ということでございます。これは、資料1でいきますと3ページの方に書いてございますが、実は、これにつきましては非常に数字が分かりにくくなっておりまして、資料2ですと基準が12か月で、16か月、18か月、

20か月と、だんだん長くなっているように見えているんですが、これはちょっと数字の出し方のマジックということでございまして、年度ごとの目標値の定義のところ、21年度以降に受け付けた裁定事件の平均処理期間となっております、21年度以降というのがかぶさっております。

何が言いたいかと申しますと、20年度以前に受け付けた事件が入ってこないということございまして、数字の出し方としましては、その年度に終結した事件について何年掛かったかというのを足し上げて平均をしたということになっておりますので、ですから、実は24年度までは20年度以前に受け付けた事件がまだ残ってまして、それが終結をしていたと。ところが、この定義の出し方ですと、21年度以降に受け付けたものの平均ということになっておりますので、古くてより掛かっているものが抜けているということございまして。ですから、22年度からずっと、1年経つごとに20年度以前の事件が、言わば剥落していきまして、だんだん長くなっていくという状況でございます。

それで、実は25年度の分からは、20年度以前の事件はなくなっていて、21年度の事件が1件あったんですが、20年度以前の事件はないということで、終結した全ての事件が入ってきているということですので、言うなれば25年度からがようやく真の数字が出てきたというような感じになっております。ということで、基準も22年度の12か月となっておりますが、どちらかという、右の方の目標と書いているところの専門的な調査を要しないものについては1年6か月、専門的な調査を要するものについては2年という、こちらの方がどちらかという目標としては正しいのかなという感じがしております。

そこで、資料1の3ページの一番上の方を見ていただきますと、専門的な調査を要しない事件と要する事件とを分けて出した数字が入っております、ここで「専門的な」というのは何だということなんですが、一応定義といたしまして、専門委員を任命して行った調査と、それから、先ほど委託調査と申しましたが、業者を雇って専門的な調査をしてももらったもの、委託調査をしてももらったもの、この2つを行ったものを専門的な調査を要したものというふうに考えるということで、2つに分けております。その結果として、このような数値になっているというわけございまして、全ての数値を合計できている25年度で見ますと、専門的な調査を要しない事件は1年1か月ということですので、1年6か月の目標と比べると一応合格点ではあるんですが、一方で専門的な調査を要する事件は2年9か月ということですので、目標の2年ということからいくと、ちょっと長過ぎたのかなという結果でございます。

そこでということでございまして、今度、資料3の方の、じゃあ、次の3年間をどうするのかということ御覧いただきたいと思っております。ここで、基準値といたしまして、専門的な調査を要しないものを1年3か月、専門的な調査を要するものを2年と置いております。最初の専門的な調査を要しないものを1年3か月としておりますが、これは、既に現時点でも1年1か月できているということがあるというのが1つと、もう1つは、専門的な調査を要するか要しないかでの差ということを考慮したということでございまして、

従来は差が6か月だったものを今回9か月にしたと、1年3か月と2年でですね。結構、調査の事前の準備をしてから、入札をして発注をして、それから業者から報告書が出てきて、それについて当事者の意見を聞いてと、あるいは最後に全てをまとめて専門委員に意見書を書いてもらってという手続がずっと来るわけですが、かなり手間が掛かるということで、現実を見ますと、6か月の差ではとても収まらないんじゃないかということもございまして、これは9か月ぐらい差をつけた方が実態に合っているだろうということもございましたので、こちらの方を1年3か月にしたということで、一方で、専門的な調査を要する事件は従来どおり2年ということで、両方の差を9か月とったということでございます。

これが3番目の指標ということでございまして、次に、また資料2の方に戻っていただきまして、4つ目の指標で、現地期日の開催状況ということでございます。

基準が22年度で20回で、実績が7回、9回、6回ということでございます。かなり低調になっているのではないかとというふうに一見見えるんですが、じゃあ、本当に低調になったのかということで、遠い場所の事件で実際に現地期日に行かなかったものがあるのかと。ここで言う「遠い」というのは、通常考えられるような、普通の国の出先機関で、関東ブロックの出先機関が見ているような地域以外の地域を考えてと。要は、関東甲信越静ぐらいな地域の外を「遠い」と考えてということでございまして、その場合に、じゃあ、実際行かなかったものがあるのかというふうに見てみますと、実は全て行っているということでございまして。そうすると、要は遠い所で起きた事件が少なかったということが単純に言えるのではないかと。じゃあ、過去、22年度の20回とか、何で多かったんだということですが、現地期日、活発にやるようになったのは21年度ぐらいからということでございまして、当時は始めたばかりということもありまして、埼玉の事件とか神奈川の事件も現地期日をやっていたようでございまして、言わば近くでもやり過ぎていたのかなということで、それを遠い所だけに改めて、是正をしたというのが23年度以降だったのではないかとということでございます。

これが過去の現状ということでございまして、そこで、じゃあ、次の3年間でどうするのかということでございまして、これは資料3の方を御覧いただきますと、4の現地期日の開催状況ということで、基準値を8回としております。これは、過去3回の7回、9回、6回の平均ということでございまして、ですから、遠い事件がどのぐらい来るかというのは、なかなかこちらの方でどうこうなるものでもございませぬので、これは単純に過去の3回の平均を取ったということでございます。

これが最初の施策の迅速・適正な処理ということでございまして、次に、資料2の2ページ目の方にいっていただければと思います。

利用の促進等ということでございまして、測定指標は3つございまして、最初の相談、受付、係属、終結は、1ページ目の方の迅速・適正な処理と同じものを再掲していますので、ちょっと飛ばしまして、次の都道府県公害審査会等における事件の受付、係属、終結

ということでございます。

こちらの方、このような実績でございまして、これをグラフにしたものが、資料1の4ページ目がこの数値をグラフ化したものでございます。22年度の基準が、受付29件となっておりますが、実績は36、34、36ということでございまして、受付が伸びているということでございます。ですから、公調委の方でいろいろPR活動、広報活動を行った結果として、地方の方でも事件が増えているということが何とか言えるのではないかとということでございます。一方で、係属はほとんど変わらずと。終結につきましては、34、37、26ということで、25年度がちょっと少ないかなというような状況でございます。

こういった状況があったわけでございますが、ちょっと資料1の5ページ目の方を御覧いただきたいと思いますが、公調委における申請相談時の認知経路ということを入れていくわけでございますが、それで、広報活動を積極的にやり始めたのも実は21年とか22年ぐらいになっていまして、じゃ、この円グラフを22年度と比べると、どのぐらい変わっているのかなと思って調べてみましたところ、実のところ、1点以外はほぼ変わっていませんで、要は割合が変わっていないということで、変わっていたのが、②と書いてあります、認知経路として弁護士会経由の相談が増加と。2%が7%と書いてございますが、ここが3.5倍になって、大きく変わったところということでございまして、それ以外の構成割合は、実はほとんど変わってなかったということでございます。

一方で、事件の申請者、申請人の方が弁護士をつけて事件を持ってくるケースというのが、28%が58%に、2倍以上になっていまして、そういう点からいきますと、結構、弁護士さんの世界では割と周知できているのかなという状況でございます。

構成割合、変わっていないと申し上げましたが、ただ、全体の件数は増えていますので、そういう意味では、例えば市区町村から紹介されたような事件が増えているのかということ、それは、割合は変わっていませんが、増えているということでございます。

そこで、じゃあ、今後の3年間どうするのかということ、今度は資料3の2ページ目を御覧いただきたいと思いますが、その2番目の測定指標ですが、2番目の県公害審査会等における受付、係属、終結の状況と。これは単純に3年間を平均して35、69、32としたものでございまして、先ほど国の方は終結事件の目標を上乗せしたりしていましたが、こちらの方は県がやることですので、ちょっと国の方で上乗せしたから県が頑張るとか、そういう関係にもないので、これは単純に平均して出してございます。

それから次でございますが、また資料2の2ページ目に戻っていただきたいと思いますが、県の公害審査会を経て公調委に係属した事件の状況ということでございます。資料1でいきますと5ページ目でございますが、言わば県と国との連携ということでございます。

表の下のところに①として、公害審査会等において係属中の事件で原因裁定を活用する例と書いてございますが、県と国との典型的な連携の例ですと、こういう形になるのかなということとして、最近終わった事件でも、大阪府の審査会にかかっていたものが公調委に原因裁定を求めてきたとかいう事件がございましたが、そういったものは典型的に県と

国で連携をした例と言えるかと思えます。

一方で、この表に出ていますような8件、5件、7件とかいう数字は、②の方の公害審査会等において調停打切りになった後に公調委に来たものということでございまして、言うなれば、県の審査会でだめだったときに、もう公害紛争処理制度に見切りをつけて裁判とかに逃げちゃうんじゃないかと、もう一回公害紛争処理制度でやってみようかということで公調委に来たと。そういうふうにと考えると、利用の促進を捉える指標になっているのではないかとございまして、そういう点で、指標として、この数字を入れているということでございます。

ここで、じゃ、次の3年間でどんな測定指標にするかということで、資料3の方の2ページ目の3番目の指標を御覧いただきたいと思えます。指標基準値として7件ということでございまして、過去3年間の平均ということで入れているわけでございます。

ということで、ここまでが公害関係の施策につきましての説明でございます。

以上でございます。

○駒形事務局長 それでは、意見交換に入りたいと思えます。どなたからでも結構でございますので、今の3年間の評価、あるいは今後の目標等につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○大川構成員 予算の関係ですね。資料2の1ページ目で、毎年減ってきている、これは政府全体が前年度より減らさざるを得ないからか余儀なくされておるんだらうと推測いたしますが、そうなんですか。また執行額が24年度と25年度が記載されていないのは、どういう理由からでしょうか。資料2の1ページ目です。

○河合総務課長 これは、様式がそうなっているからというだけなんです。

予算につきまして、今御下問ございましたので、簡単に、今、予算審議されておりますけれども、どうなっているのかということをお報告申し上げますと、実のところ、非常にまれな、特殊要因がございまして、1億円ぐらい増えているんでございますけれども、この特殊要因もちょっと変なことになったのでということはあるんですが。

実は今、この公調委、この合同庁舎4号館にございますが、実は以前から、今、内閣府の隣に造っています8号館というところに引っ越すという話がありまして、その引っ越し代ももろもろ、いろんな経費を新たに要求するということがありまして、実は要求を上乗せして、1億ぐらい上乗せして、結局予算もそうついていると、ですから5億8,000万ぐらいになっているということです。ただ、この際ですので、ついでに申し上げますと、まだ正式決定はされていないんですが、8号館に移転するという話は再度調整中になっていますので、ですから、今、8号館に移転すると申し上げましたけれども、それは予算案の策定の時点でそういう話になっていたということでございまして、ですから、その引っ越し代の特殊要因を除きますと、従前からのとおり微減ということでございます。

ちょっと民主党政権時にかなり減ってきたということで、このときはかなり大幅に、5年ぐらいで1億ぐらい減りましたが、今回はそこまでは減っていませんが少し減ったとい

うことと、あと、消費税引き上げになります。その引き上げの額を丸々面倒見てもらえていないので、その分も少し減るということになりました。

○大川構成員 22年度から見て、毎年少しずつ減っておるのは、どういう項目を減らされているんだろうか。恐らく予算時には皆さん努力されていると思うんですが。

なぜこういう質問をするかと言いますと、資料1の3ページで、平均処理期間が長くなっているのは、予算制約による調査の延期があると記載されている。予算上の理由で、調査期間も処理期間も長くなっているとすれば、ちょっと大変だなという思いがあるものですから。

○河合総務課長 これも非常に年によってばらつきがあると申しますか、事件の進捗状況によって、どのぐらい調査をしなきゃいけないかというのが変わってくるということがございまして。実のところ、ここに書いてございますのは委託調査ですね。業者に委託をして行う、例えば騒音の測定であるとか、そういった調査が、お金がないときにできなかったと、翌年度送りにした。翌年度送りにしたところ、例えば暖房とか冷房を使っている、エアコンの室外機がうるさいってことになると、暖房や冷房を使っている時期じゃないと、その調査する意味がないという話になって、丸々1年送られちゃったとか、そういうような話が出てくるわけですが。

それで、昨年度とその前の年は、実は調査予算がかなり逼迫して、ぎりぎりまで使って、結局お金がなくなって調査が翌年度送りになったりしていたんですが、今年度につきましては調査予算の執行が、かなり余裕がありまして、年度末でも若干、何百万か余っているという状況に実はなりました。その代わり、ちょっと出張の調査に頑張って行って予算が途中でなくなったというふうに申しあげましたが、出張旅費が逆になくなったんですが。

ということで、委託調査の予算の不足というふうにここは理由として書いてあって、確かにそのとおりだったんですけれども、ただ、今年度は逆に余ったという不思議な現象が生じておりまして、これは何とも。年度の事件の取扱いの差によるということなんでしょうけれども、ちょっと何とも説明がしづらいんですが、申し訳ございませんが。

○富越委員長 ちょっといいですか。大川先生からの御質問の答えになるかどうか分かりませんが、予算を見てみると、今大体、25年度で4億8,000万円程です。4億弱が大体人件費です。そこら辺はあまり動きもなくて、あと残りの部分は微妙にじわじわ減ってきているというのは間違いなく、特に25年度だと、人件費自体も、例の公務員給与減額で下がっているということもあって、ぐっと下がっています。

事件の処理との関係で言いますと、今説明のあったところを若干補足します。事件の上で予算上の制約というのは、1つは年度との関係です。予算年度の関係で、そのときまでに契約しておかなきゃいけないといったような制約があつてなかなか難しい。特に難しいというのは、一般の行政事務ですと、大量にあつて日常的に流れている事務は平均化できるんですけれども、ここの仕事のほとんどが、言わば準司法事務ということで、裁判事務と同じような、当事者の意見を聞いて整理してまとめて、それから調査をしてという段取

りを取るものですから、その当事者の方の主張の整理の流れとか、事件の進行とかと予算年度の区切りとがうまく合わない、多少金が余っても、事務の進行具合によっては、調査に入れないという場合が出てきたりというようなことがあります。予算との関係でいくと、1つの予算年度の縛りというものと、言わば司法事務の事件の流れとうまく合わないというところが1つあります。

それからもう1つは、先ほど奇妙な現象が起こっているという話ですが、これは、予算の中で流用ができないという点にあります。国の予算なものですから、独立行政法人とかと違って縛りが非常にきつくて、予算の中で、予算間の流用ができないということです。例えば、非常に大型の調査をしようというんで、1,000万円クラスの、地下水とか大気とか非常にお金の掛かる調査を予定していた。ところが、たまたま事件の進行がずっと遅れていて、予算年度内に調査ができなかったとなると、その分、ほかに使えないんですね。ですから、ざっくばらんに申し上げますと、例えば今回の年度でいうと、調査費用の方は今申し上げたような具合で微妙に残ってしまったんですが、一方で、先ほど説明ありました、活発に仕事をしているという現地調査は予算不足になった。現地調査の方は、事件が来ると、すぐに担当の審査官が出掛けていって現状確認と当事者の言い分を聞きます。特に複雑な事件だったらもちろんそうですが、近隣紛争的な簡易なものでも、当事者が誤解したり混乱している場合があるので、すぐに行って話を聞くというのは非常に大事なことです。逆にそちらの予算はたくさん使って不足しちゃったというようなことが起こる。そういった予算と仕事とのミスマッチの原因は、大きく言うと、年度の区割りと言用ができないという2つにあるかなという気がしています。

これは裁判所ですと、基本的に民事紛争は当事者の予納によってやりますからいいんですが、こちらの場合には国の予算で動くものですから。

○北村構成員 何かそういうの見込みがある、これぐらい要るだろうということが分かったら、それを供託じゃないですけども、基金のようにできればいいんでしょうけれども。

先ほど、近隣ものにも迅速に行かれているというお話がございましたね。近隣もの、公害審査会から上がってくるものもあれば、いきなり公調委に来るやつもあろうかと思うんですけども、いきなり公調委に来た場合、近隣ものというのは、制度の立て付けからいうと、公害審査会にふさわしいのかもしれないという見方もできるかと思うんですが、そういう場合に、公害審査会自体は今、条例設置ですけども、全都道府県には。

○河合総務課長 いや、ないところもあります。

○北村構成員 ああ、そうですか。現地に、あるところですが、その場合に、やっぱり現地の、例えば栃木だったら栃木の現地の審査会なんかとは全く没交渉というか関係なく、公調委だけがその事件に当たられるのですか。

○河合総務課長 いや、もちろん一緒に調査をすることというのは制度的にはできないですけども、ただ、県の審査会の方でいろいろ事件を処理された記録とかがありますので、

当然、その記録を送っていただいたり、話を聞いたりしてからということ。

○北村構成員 もちろん先行した場合はそうなんですけれども、いきなり公調委に来たようなケースですね。

○駒形局長 審査会には、ですから、こういう事件を受け付けたという通知はしていますが、あとは、その当該都道府県の、あるいは市区町村の苦情、公害の相談窓口で対応されていれば、そういった情報もいただくというようなことはあります。

基本的には、直接こちらに申請があれば、こちらでも専管的に処理をします。

○北村構成員 やはり公害審査会のエンパワーメントという観点からすると、協働というのは制度的にはないという話ではあるものの、そのあたりは将来的に考えたときに、こちらほどすばらしい事務局体制はなかなか県庁には難しいのかというふうにお見受けするものですから、これはこれ、それはそれなのかもしれないですけども、何か能力アップのためにできるようなことというのはあまりないものですかね。なかなか、調査に行かれるのは当然かと思うんですが、あるいは、ある部分を例えば委託するとか、県の審査会あるいは県庁の事務局に、何かのコラボレーションというのがあり得るのかどうか。

○山田構成員 よろしいですか。そういう可能性もあるかもしれないんですけども、実際に、やはり申請者の意向は大事だと思います。ですから、大体申請者は、個人対企業であったり、あるいは企業間であったりしますが、そこで、公害審査会に調停あるいは何か審査を依頼してくると同時に、裁判もやっていることが多いんじゃないかと思うんですね。途中で取り下げて裁判に切り替えてしまうようなケースが多く見られましたので、あまり裁定だけということはないかなと思いますね。

○磯野構成員 ちょっとよろしいですか。目標のところでも書かれていますが、都道府県審査会を経て公害等調整委員会へ係属した事件の状況について先ほど言われましたように、積極的に裁判でなく受け入れることで、利用の促進の1つに入るのではないかとされたわけですが、何か納得できるようで、裁判に行かなくてもできますよということはよろしいですし、それから、原因裁定等について、こちらに持って来られることがあれば、今の北村先生の話ではないですけども、むしろそういうものを積極的に利用してくださいという促進をするということはとても大事なことだと思うのです。これは評価の基準になってくるわけです。そのときに、係属件数の7件で、原因裁定等について積極的に持ち込んでほしいというようなことを中心としながら考えると、もうちょっと調査をした形で、こうあってほしいという件数が出てきてもいいのではないかと。ちょっとその点、今まであったのを足して回数で割ったというのはいかがなものかという感じがしたのですね。つまり、そこには目標に関するフィロソフィーを見据えて、もう少し何か工夫された方がいいのかなという感じがしたのですがということ。

○岡部次長 ちょっとよろしいですか。具体的な事例で、ちょっとフィロソフィーに近い話ができるかどうか。

お手元に参考資料で、公害等調整委員会の年次報告を配らせていただいているかと思い

ます。こちらの、恐れ入りますが、1ページというところをちょっと開けていただけますでしょうか。この1ページの一番下の方に、これは宮古島の事件。宮古島、沖縄県の宮古島なんですけど、そこで当方に申請がまいりました海中公園の工事に関する事件について、若干、事実背景等を補足させていただいてございます。それで、これは、実は県の審査会に当初申請者が、要は、海中公園の工事に伴っての汚濁防止の措置をきちんとやっていなかったことでサンゴが大量死滅したということで、宮古島市を訴えるというか、相手方に申請していると、こういう事案でございます。

これは最初、県の方に審査会があって、それで調停の土俵はそこにあったんですけども、どうもそこで原因がやはりよく分からないなというようなことが当事者の意識としてあって、その次の2ページの第2パラグラフのところにございますように、そこで県の調停手続の過程におきまして、我が方に原因裁定の申請がなされたというようなことになりました。それで、その後、私どもが実際に現地で、じゃ、サンゴの生息状況が工事前と工事後と、工事前のデータは、宮古島市の公共事業の関連でデータはございましたんで、そこで、どこの地点でサンゴが死滅しているかということ調べて、その上で、それをサンゴの生育環境についての専門家に見ていただいて、専門家報告を出してもらったと。

そういう中で、今日も話題に出ています現地期日を行いまして、どうも相当の影響が出ているようだという感触を両者得たのか、それじゃ、一定の話し合いで、当該事業そのものの因果関係で詰めて責任関係ということよりも、じゃ、サンゴを失わせないようにするにはどうしたらいいのかと。今後、それを、移植をちゃんとやるにはどうしたらいいのかと。あと、オニヒトデの影響というのも相当事実としてあるということが分かりましたんで、それを更に、じゃ、防止するのはどうしたらいいのかと。当初の事件は公共事業に伴います状況の責任問題なり原因ということで来たんですが、我が方もそこに出ていくうちに、そういうより広い、一般化したところまで対応していけるんじゃないかと。

こういうようなことがあって、こうした話で取り組んでいけるというのは1つ業務遂行上も、ちょっとそこを実質的に捉える仕方もなかなか難しいもんですから、とりあえずそのような事例を積み重ねていくということも、基本的なこととしては大切かなというふうなことで、ここでは利用促進の一環としての形としてカウントさせていただいている、こういうこととございます。

○北村構成員 この2ページのこれは、申請自体は沖縄県の公害審査会に出てきて、そこが調停をしていた過程でこちらの方に原因裁定というふうにやって、調停自体は県の公害審査会で係属していたわけですか。

○岡部次長 係属していたと承知しています。

○北村構成員 ここで、職権で調停に付したというのは、この公調委が職権でこちらの調停というふうになされたという御趣旨ですか。

○岡部次長 これは、我が方は原因裁定の申請を受けました、我が公調委としてですね。それで、その裁定判断を出すということもあり得たんですが、それで両者の話し合いで解

決したいというふうに相談に見えたので、途中で我が方の調停事件に切り替えたということなんです。調停事件に切り替えた方がいいと思ったときに、御案内のとおり、紛争処理上は沖縄の方に、要は差し戻しみたいに戻してもいいんだけど、行きがかり上、我々が自庁処理というような形で、調停の最後までやったという形です。

○北村構成員 不勉強で、それは紛争処理法のどこかに根拠があって、取り上げると言っちゃなんですから。

○岡部次長 それは要するに、差し戻しみたいな形で都道府県の審査会の方に審理を返すこともできるし、我が方が自庁処理で最後までやることもできる、そういう条文がございます。

○富越委員長 これ、調停でやっているんですが、裁判所の訴訟でいうと、訴訟上の和解に非常に近いです、感覚的には。事件やっているうちに、調査して、方向付けができて、結論が見えてきた。そのときに、結論付けを示して戻すというのものもあるんでしょうけれども、現に審理をやってきて、心証を持った段階で話し合いができそうだというふうになると、ちょうど裁判所で和解勧告するみたいなもので、双方に話し合いできますかと聞いて、できるということであれば、ここでの調停という形でやっている。

○北村構成員 なるほどね。

○磯野構成員 むしろ積極的に利用してくださいという、今のような原因裁定等を書かれるときに、件数だけでなく、あるいは件数を今の都道府県の公害審査会の状況との関係で、もう少し増やしてもいいのかもしれない。

○岡部次長 先生にお話しいただいたとおり、我が方で、今御覧いただいた原因裁定を受けることもあるし、あと、それと裁判所から原因裁定の嘱託を受けるということも、今は4件になりましたけれども、そういったところは、今ちょうど年次報告なんかも、これから春、編集していくんで、工夫してまいりたいと思います。

この事前分析表と政策評価の話はどうしても数字で端的に、何か数値化してそこを表現しろというような要請があるもので、舌足らずになって、ちょっと申し訳ないなと思いますけれども、状況を御理解いただければと思います。

○磯野構成員 そうすると、利用の場合の裁判所との関係みたいなものを指標に入れるわけにはいかないんですね。

私は、実は原因裁定みたいなものは、なかなか裁判所ではしにくいんだろうという部分で多いんだと思うんですね。そういう場合に、積極的に本当は公害等調整委員会が役割を持っていいんじゃないかなというふうに思っているものですから、利用の促進というところに新しくそういうことも組み込むというのは、なかなか難しいですか。

○河合総務課長 その辺り、委員長に裁判官の方々にちょっと講演をしていただいたりとか、そういうことで、裁判所からの嘱託が増えるような働きかけというのはさせていただいています。

○磯野構成員 指標には難しい。基準の中に。

○富越委員長 指標というのは数値になっているものですから、例えば、都道府県の場合ですと、都道府県で受理件数を見たら、苦情処理件数でいうと8万件あります。その中で、さっきのように本当に議論している中で、こちらの方に原因裁定してほしいというのはこちらへ送ってくる。それは送ってきていいですよってことは、これ、年1回ですけれども、全員集まってもらって会議をして、そういう場でも広報している。それから個別的に、審査会の方から毎回、受理とか終了の報告が来ますので、それをこちらでチェックしていて、その中からこちらへ別に申請が来るものもあるという。それは全部チェックしていて、おっしゃるところの。

○磯野構成員 外部との関係は。

○富越委員長 広報活動はしていると理解していただいていると思います。

あと、裁判所の関係で言いますと、裁判所のとここの違いというのは、さっきも言いましたように、裁判所というのは基本的に当事者のお金で当事者がやるという仕組みになっています。あくまでも訴訟というのは当事者主義ですから、裁判所はどちらの味方もしないんで、勝ちそうだから、負けそうだからこれを助けてやろうとかは考えないのですけれども、ただ、裁判所が見ていて、筋から、もしこれで、この調査ができたならばもっとはっきり心証が取れるだろうという事件があったときに、裁判所から、この点をもう少し調べてくれないかということになると、こちらで国の予算でもって原因裁定するという、そういう仕組みですね。

○磯野構成員 そうですね。

○富越委員長 ですから、そういう意味では、どんどんいらっしゃいという広報というよりも、むしろ今申し上げたように、原被告双方に公平だという立場で裁判所がやっても、なおかつ、この点についてももう少しきっちり調べたらより明確な心証が取れる、だけど当事者の経済的負担という観点でできない場合というような、そういうような事件があれば、遠慮なく送ってくださいと、そういう広報をしているというところですよ。

○大川構成員 周知・広報の関係なんですけど、前回法テラスと公調委とが結び付いてもらいたいというお願いしたところ、公調委から法テラスの常勤弁護士の研修に行ってくださいじゃなくて、先ほど岡部次長のお話によりますと、法テラスの地方事務所3か所まで行っていただいたそうで、非常にありがたく思っております。

法テラスが周知・広報に関与できるのは2つの側面がございます。1つは、コールセンターあるいは各地方事務所で情報提供を求められたときに、解決の機関として公調委を紹介することと、各地で紛争解決を担う常勤弁護士の研修にこの制度利用について取り上げるという、2つがございます。

去年まで、常勤弁護士の研修の効果を考えておったんですが、この1年、変化がございまして、自治体の職員に弁護士がどんどんなっていくという状況が始まってまいりました。法テラスも常勤弁護士を、自治体、被災地などに職員として派遣しはじめています。兵庫県明石市の市長が弁護士だということもありまして、一挙に5人の弁護士を職員に採用し

て、政策法務の部門だけじゃなくて様々な部門を担当させている。これが役に立つというようにかなり全国的に知られるようになりまして、現在では、自治体に50人を超えている弁護士たちがいる。

そこで思いますのは、そういう人に広報する値打ちがあるんじゃないか。そういう職員となった人たちは恐らく環境部門も扱うと思いますんで、研修をやれば、もっと住民の要求を吸い上げることができる。この1年の変化としてそんなことを思っております。

○北村構成員 鹿児島に南さつま市というのがございましてね。そこには、たまたま上智を出て、環境法選択の弁護士がおりますし、そういうのが結構たくさんいるかと思うんですね。

○松森委員 弁護士が職員としてやっていただいている場合は、公調委としてお手伝いができるのではと思います。弁護士も結構いろんな業務を行っていますね。環境部門とか住民の要求に対応する弁護士の研修などにお手伝いできるかなという気はします。

○岸構成員 私、広報とかの専門家なんですけど、全然公害とかについて全く無知なので、毎回非常にむしろ勉強になっているんですけども、少しすごく根本的な、もしかしたら愚問なのかもしれないですけども、先ほど大川先生がおっしゃったように、予算が下がっている中で、1個ずつの案件に時間が掛かっているとか、コストが掛かっているという中で、もちろん広報を積極的にやるというのは重要だと思うんですが、ある程度の、頭打ちと言ったら変ですけども、増やせる件数の上限と。ちょっと鶏・卵みたいな話はあるんですけども、広報を、もちろんすごく、ここ3年間、4年間、過去、順調に、皆さんの御尽力の上で伸びてきているというのはあると思うんですが、やや数字の適正でいうとききちちになってきているのかなと。つまり、あまりに増やす、広報を積極的にやって増やしたところで、じゃ、それだけの数の調査がフレキシブルにできるのかみたいなものというのは、やや、これまでの3年とこれからの3年の大きい境目でいうと、増やすという方針が、どこまで果たして質との問題というところでバランスが取れるのかという節目のかなという感じが若干して、それを踏まえた上で。

これ、なぜそういう話をするかというのと、こういう問題って実は普通の一般企業でもよくあって、お客さんをとにかく増やせと言って増やして質が下がって、だったらといって離れてしまうというケースは往々にあるわけですね。なので、もちろん十分にできる、サービスの質が担保された上で増やすということはいいことだと思うんですが、増やすことが先に先行したことによって対応できなくなってくるということは、意外と現実的によくあることであるので、実際そのあたり、広報を積極的にやるのがよくないという意味ではなくて、どのくらいまでのキャパシティみたいなこと——これ、難しい御質問だと思うんですが——考えられているのかなというのはあつたりするんですかね。すみません、ちょっとものすごい、鶏・卵なので、非常に。

○名取構成員 私もそれは全く同意見で、私も政治学の方を専門としているので、法律部門にはあまり詳しくないのですが、問題は積み残しの件、積み残しと表現していいか分か

らないのですが、年度ごとに積み残しの件数が増えているところにあると感じています。こちらの年次報告資料を見ていたのですが、おそらく、今年は積み残し件数が50を超えてしまうかなと思っています。一番右の列の数字が多分積み残されている件数なのですが、初めて50台へ、30年ぶりぐらいに入ってくるような状況になると思います。それに対して、今日御説明していただいた中で、そこにどう対応しようとするのかというのが何も示されていないかなというところが、全体的な御報告の中で気になったところです。

現地事件調査の数を増やすことで、この積み残しが減っていくのか、それとも、また別の何か方策があるとするならば、それを新たな測定指標の1つに入れることもできるのではないかと考えたのですが。そのあたり、どういう対策を想定していらっしゃるかが質問です。特に行政側といいますか、事務サイドの方々に、どういうことを考えていらっしゃるのかというのを伺いたいと思います。

○河合総務課長 実のところ、この委員会なり事務局の中でも、今御指摘いただいたようなことというのは結構話題になっておりまして、これからは単純に件数よりももうちょっと、質と言っちゃうとなんなんですけれども、量より質じゃないかというような話も結構中では話題になったりしております。ちょっと、例えば隣同士仲が悪いことを原因にして事件が持ち込まれたりとか、そういったような、本当に公害なのかというふうな、そんな事件もかなり増えてきているということで、事件さえ増えればいいのかというのは当然出てくるわけございまして。

そういうこともございますので、過去は、例えば平成10年代ですと受付事件が大体1桁だったりということもありましたので、もっと積極的に受付事件を増やそうということで言ってきたわけでございますけれども、昨年なりおとしなり、委託調査に予算を全部使い切ったりとか、今年度は出張旅費を全部使い切ったりというようなこともございまして、かなりキャパシティとしては、おっしゃるとおり、限界に近づいてきているのかなということ。

質ということで申しますと、先ほど出ましたような、むしろ裁判所との関係とか、あるいは自治体の審査会との関係で、もうちょっと嘱託事件を増やすとか、あるいは県にかかっているものの原因裁定の事件を増やすとか、そういったような、もっと質を求めるような広報を強化していくのかなというのは確かに御指摘のとおりでございます。

○岡部次長 1つ補足申し上げます。件数、どこまで受けられるかということ、過去の政策評価懇談会で実は話題になったことがございまして、当時、私どもから確か、50件ほどになるとちょっとなかなか大変かなということをお答えしたことがあります。

ただ、それはその中身にもよるので、より重要なことは、要は都道府県審査会という組織もございまして、さらには、市町村の苦情処理の窓口で相当いろんな解決をしてくださる場合もあります。要は、都道府県、市町村、地方も含めた行政組織が国民の問題をどこまで、裁判所のお世話にならずに解決し得るかというところが、実は1つポイントがあります。

都道府県の審査会の事件でも、調停不調になる事件も多うございますけれども、騒音や振動や、あるいは畜産の悪臭なんかでも、解決できる場合というのは、見ていると、2つポイントございます。1つは、どういう対策をとってもらおうと、先ほど述べました畜産なんかでも、どういう薬剤を使えばいいかとかいう、どういう対策をとればいいかということ、具体的な知識を指導する、担当課が持っているかどうかというノウハウな点がつと、もう1つは、これは、実際に騒音などですと、じゃ、騒音のレベルはどうかということ、科学的に測ることがやはり解決の大きな道につながりますので、その測定能力があるかどうか。都道府県は確かに予算上の制約があるということも少なからずあるんですが、例えば都道府県の中で公害問題、環境問題の研究所を持っているというところがあって、そこに委託をして、実際にきちんと計測ができるスタッフを連れて、そこで測ってみて、そこが解決の糸口になると。

そういうこともあるので、要は、そういった工夫に関するノウハウというんですかね。それを都道府県、市町村と私ども、それから学会、その他、弁護士先生ともども関係者、法テラスの方々、いろんな方々との間でそういう、どうすれば紛争がうまく解決できるのかという、紛争の迅速な手続についての情報を共有するというのも大事な事かなと思っています。

○岸構成員 言ったように、4年前からここに参加させていただいて、まさに数字という意味では、すごく評価が高い成果が挙げられていると思っていて、まさにその次の3年というテーマだとすると、難しいと思うんですけれども、件数ということ以外の評価軸みたいなもの、これは、具体的なアイデアはとても難しい。質の評価というのは、それは大変難しいとは思いますが、やはり挙げられている成果、今のまさにノウハウみたいなことも含めて、非常に大きな成果だと思うので、そういう成果がもう少し伝わっていく。どちらかというと、件数を増やすための広報というよりは、挙げた成果みたいなものということを、質における成果みたいなものが広報のネタになっていくというやり方をすると、より評価いただきやすいというか。

これは非常に偏ったデータというか一部のデータだなど、僕は見ていると思ったんですけれども、実はこの2007年から5年間における、グーグルで公害と引いた人の人数、ずっと調べているんですね、今。ほとんど変わっていないんですよ。変わっていないのに、これだけの処理が増えているというのは、これは世の中における数が増えているというよりは、それだけやっぱり積極的に解決をしに行かれたという非常に大きな、要は、世の中の問題が増えていけば公害対策も増えて当然だろうというふうには言われない。きちんと世の中はそんなに変わっていないのに、公害に対する、それにももちろん大気汚染とかいろんな問題もまた入っているので、いろいろコンディションは変わってきているとは思いますが、でも、やはり一定の成果だというふうには思うんですけれども、その成果が件数だけでなくずっと語られていくと、一般の、すごく極端な話ですけども、2年後とか3年後のこの会議で、どうも件数は横ばいになりましたみたいな。でも、それは努力をしていない

ということではなくて、ある種の費用対、費用というか、質に変換されたという話が多分、遅かれ早かれ起こるんだろうなと思うと。

それと、質の評価というものを何かしら、それは多分、予算を確定する上では、先ほどおっしゃられたように、数字ベースで物が語られていくというのは、件数というのはとても分かりやすいイメージだと思うんですけども、何かしら御努力されたところは、質という評価で評価、外に出せると、広報に出せると、とても価値が上がるんじゃないかなというふうに。

○名取構成員 受け付けた事件に関して、下位分類を作るようなことはできないでしょうか。難しい案件なのかどうかを示すような。

○岸構成員 難易度みたいなものですね。

○名取構成員 そうですね。そういったものが何か数字や指標で示されると良いかと思えます。やはり下位分類を作っていただけると、何となく、取組の成果をより正確に伝えられるように感じています。

○駒形事務局長 そのところは、今回の……

○名取構成員 どこかにあったら申し訳ないですけども。

○駒形事務局長 専門的な調査を要するか要しないかという一応切り分けをして、早く、専門的な調査を要しないものができるだけ早く、速やかに処理をしようという姿勢を今回は、さらに1年6か月から1年3か月に短くしたという、それはあると思いますし、その分類ももちろんできると思います。

○名取構成員 受付、終結に関しても、そういうことは。

○駒形事務局長 そうですね、はい。

○松森委員 実は、質というのは、事件そのものの質と、解決の質があります。最近の傾向として事件そのものの質が、本来の公害に該当するかどうかという問題のある事件が増えています。個人的な問題、いわゆる近隣紛争を取り上げていると、単なる昔からの隣近所の者同士の紛争を、公害に絡めて解決したいという人が増えてきております具体的な損害賠償の請求よりも、原因裁定という形で、相手に対しイニシアチブをとるきっかけを作ろうとして、本来の原因裁定とは違う狙いを持つような人も出てきております。その点、若干広報の仕方に難しさがあると思います。

また解決の仕方の質ですが、来たものについてはやっぱり申請人本人の気持ちを早くつかまなきゃいけないので、早目に事務局員によるヒアリングの活用をしています。被申請人のヒアリングも公平、真実、究明が必要です。先ほどの簡易な現地調査ですね。これは機動的にうまくいくと、早目に事件によっては納得して取下げとか和解の目処が立ち、また争点の把握・整理ができます。そうすると、今までの裁判手続のようなオーソドックス、正統的な解決手段をとらないで、早期にお互いが納得する解決の道ができることとなります

本来、今まで公調委へ来なかったようなものが増えてますが。これを早目に解決するこ

とが、ほかに本当にやるべき事件を丁寧に適切に解決できることになると思います。だから、ヒヤリングのノウハウを重ねれば早い段階で、例えばこういう方達ならばで、こういう方向で解決でき、説得あるいは納得できるのではないかと思います。ここは違うんだよとか、こういう方法は別にあるよとか、いろいろ話して解決の道が探せるのではないかと思います。したがって件数は、私はなるべくそういうふうにできれば小型の事件は6か月以内というのも可能かと思います。長引けば長引くほど、そういう当事者はいろんな調査をして、どんどんどんどんと深入り横道にそれはまっていってしまうような気がするんですね。それで、ここは、こういうものはこういうものですよということをうまく当事者双方が熱くなる前に説明できればいいかなと思います。

だから、広げたといっても、本来の公害事件に適切に対応し丁寧な解決ができなくなるとは思いません。

また、例えば当初は事件にならないかもしれないと思った事件が、根本に大きな土壌汚染があるとかということもあるんで。簡単に「いや、こんなものは問題外」と言うわけにはいかないんじゃないかということで、やはりヒアリングを丁寧にしたいと思います。

ところで、市区町村が苦情相談をちゃんと受けてくれていると、そこで十分調査されている場合が多いのでヒアリングで情報を得て、文書送付嘱託などを活用し、証拠を集めるということはできると思っています。どんどん新しい事件が出てくればそれとともに事件の対応を変えなければならないのかなと思っています。公調委の手続は臨機応変に対応できるものだと考えています。

○大川構成員 いろんな意見をお聞きしていて、件数至上主義ではなく、内容が良くないといけないし、内容を判定するものがあればいい、というのはごもっともなんですが、私は今、公調委の、この紛争処理機関が置かれている一番の問題というのは、こんないい制度があるのに、それがよく知られていなくて、本来救済されるべき者がここに来ていない、ここが基本的な問題なんだろうと思っています。積極的に取り組むことが前提でないと、公調委そのものが尻すぼみしてしまうんじゃないかと思います。ちょっと気になるのは、苦情申立件数が8万件ありますけれども、10万件のときもあったわけで、ずっと減っているんですね。この問題で国民、あるいは、せめてこれを担当する弁護士がこの制度を知っていないといけないんですが、あまり知らないですよ。そこが、問題だなとずっと思っています。

○駒形事務局長 山田先生、いかがですか。

○山田構成員 確かに今、公害の質が変わっていて、大気汚染とか大きな問題よりも、この小規模な事件とか、あるいは近隣同士の問題が出てきて。

先ほど岡部さんが言われたことにちょっと別の切り口を与えるならば、やはり都道府県の公害審査会あるいは市町村レベルで対応できるのはどういうことかという、申請人と被申請人の間の互譲の精神と言いましたかね、お互いに何とか譲り合って解決しようという気持ちがあるかないかなんです。大体、県レベルでうまくいかないのは、もう最初から

けんか腰のケースなんですね。そういう場合にはもう、申請人の方が最初から裁判に訴える気になっていると。そこで、もしかしたら公調委とのすみ分けがあるのかもしれないと思います。互譲の精神がないと、全然やはり都道府県レベルでは、最初からもう、こちらをあまり当てにされていないということなんです。その辺をどういうふうにすみ分けていくかというのが、ちょっとあるかもしれないですね。

○磯野構成員　すると、そういう事件というのは、公害の性質を持っていながら。

○山田構成員　公害の性質はあるんですけども……

○磯野構成員　あるのですか。

○山田構成員　その裏に利権が絡んでいるんですよ、必ず。損得勘定が働くと、もうお互いに譲り合う気持ちはなくなっちゃいます。現場でも、調停とかいろんな和解の話は何回かやるんです、ええ。ところが、やはり利権が大事ですから、お互い自分の主張は曲げない。譲り合いの精神がないと。これはもう都道府県レベルでは対応できないです。その辺ですね。

○磯野構成員　別の視点なのでですけども、一応和解、調停成立した、その後どうなったかというのは調査されていますか。

○吉村委員　フォローしているものもありますし。

○河合総務課長　ええ、一応フォローアップの制度はございますので。一番有名なのは豊島の産廃の不法投棄。あれは、現地の県とか地元住民の方の委員会にうちの方の審査官が毎回出席して、ちゃんとフォローしていますし、先ほど出てきた宮古島の海の話ですけども、あれも毎回、うちの方の職員が行ってフォローアップしております。

○磯野構成員　そういう、ここの機関は、和解なりなんなり成立すれば、それで終了でいいわけですよ、役割としては。

○河合総務課長　ですから、和解の調停条項の中に委員会みたいなのを作ってフォローしていきますよというのが入っているようなケースですと、そこに公調委が入って行って、その後見人みたいな形で見守っていきますという、そんな形になると。

他にも、義務履行勧告の制度もございます。

○磯野構成員　でき上がったかというのに、だから、一度そういう調査を、いろんなものが、その後どうなったかというのを追跡調査のようなことをしてまとめて見てもらうようになるよという気もしないではないという。

○富越委員長　裁判所ですと訴訟上和解すると判決と同じ効力を持ちますね。要するに強制執行ができるんですけども、ここのは当事者間の話し合いとしての和解契約の効力しかないもんですから。

○磯野構成員　そうですね。

○富越委員長　そうすると、本当に履行するか分からないようなものについては、当事者を見ていて、それで、ごく簡単ですけども、間違いなくやらせるような形で指導している。

それから、さっき言った宮古島だとか小田急だとか豊島だとか、約束を実行するのに1年、2年、場合によってはもっと長く掛かるような、そういう調停の場合には、多くの場合に、義務者が大企業だったり、あるいは地方自治体だったりという、そういう関係もあるんですけども、そういう場合に継続的に、債務者あるいは義務者の方をチェックしていくというのが、フォローアップという形で行われているということです。

今回のようなこういう形の、政策評価の形で出てくるとあまりはつきりしないんです。そうかといって何件そういうフォローアップがあるのかという数値を出してみても、母数が少ないものですから、件数としてみるとあまり、あれっというような数字になってしまふと思います。

○松森委員 今、委員長が言われたとおりだと思います。ただ、履行確保について裁判所とちょっと違うのは、審問期日で審問が終結するとき一言、裁定書には納得をしてできるだけ従ってほしいということは言うことがあります。さらに近隣紛争の場合は、こういうことで今後仲良くできる道を探し、和解できないかとか、できるだけ伝えるようにしています。嬉しいのは、裁定書を送った後、両当事者あるいは一方当事者から窓口に「ありがとうございます」という電話があったということを知ったときです。そういう場合、どこがよかったのかなど調査もするようになっていけばよかったかなと思います。

また裁定に不満で裁判所へ行くような事件も思ったよりは少ないなと思います。もし調査できれば、満足度のアンケートでもとれば、これだけみんなが納得して終わりますよという宣伝にもなるのかなという気はします。ただ、母数が少ないのでどこまで意味があるか疑問が残りますが。

○吉村委員 それから最後に、広報の件なんですけれども、数年前までは非常に件数が少なかったんだということで、非常にホームページ等々で広報活動を熱心にしてきたんですけども、ここ数年はかなり増えてきたということで、その種類も、非常に小さくて、小規模で、近隣の問題みたいな小さいものが増え過ぎたということで、昨年、あまり御存じないかもしれませんが、ホームページでもいろいろPRしているんですが、それを見ますと、やはりかつて増やせばいいというような観点で作ったホームページの内容でしたんで、ちょっと何でもいいから出してちょうだいというような雰囲気だったもので、それを少し、やはり公害に関連して、もう少し背景に社会性のあるものも出してほしいというようなことで、ホームページも少し改善してございます。もしお時間があればということで、見ていただければと思います。その辺の……

○岸構成員 あれ、でも、広報の結果は出ていると思ひまして、実は4年前に「公害」と検索しても「公害等調査委員会」のホームページ出てこなかったのが、今、実はグーグルで上から4番目、ヤフーで3番目に出ているので、それは……

○吉村委員 ええ、昨年……

○岸構成員 ということは、逆に言うと、先ほど言った、普通の裁判で十分扱えるような、いわゆる公調委で扱うようなレベルじゃないものまで招いているということも同時に。そ

れはもろ刃の剣だっていう点もあるので。

○吉村委員 もろ刃の剣ですね、ええ。

○岸構成員 そのもろ刃ということを前提に広報活動の質ということの規定しないと、増やせばいいという話よりは、もう少し複雑なフェーズに入ったような、数字を見ていると、気がします。

○吉村委員 はい。よろしく申し上げます。

○岸構成員 片や、もっともっと認知させていくということも事実で、岡部さんがおっしゃったのはすごく正しいお話だと思うので。

○吉村委員 まだまだ。

○岸構成員 その辺は少し、増やし方の、だから。

○磯野構成員 多分、掘り起こしの問題になるのではないかと思うのですがね。

○駒形事務局長 ありがとうございます。

とりあえず、まだ土地利用状況の話があります。これを簡単に説明させていただいて、その後はまた、公害も含めて全体的な御意見をいただければ。

○河合総務課長 では、資料2の3ページ目を御覧いただければと思います。資料2の3ページ目、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整ということでございまして、測定指標が2つ入っておりますが、最初の方は鉱区禁止地域の指定という制度で、こちらの方の請求事件の受付、係属、終結の状況ということになっております。

鉱区禁止地域の指定の制度という、あまりなじみがない制度かもしれませんが、日本のような非常に資源の希少な国の場合は、資源の開発というのが非常に大事だということで、所有権とは基本的に切り離して、鉱区の申請をするとどこでも鉱区の設定を受けられるというのが原則になっていまして、そこは所有権と切り離されていると。ですから逆に、鉱区を設定されたくないところは、そちらの方を逆に禁止地域として指定をしないといけないということでした。

ただ、実際には、戦前のこの関係の法律が、要は皇室関係の地域が全部抜けていたということでした、特に指定の第1号が伊勢神宮になっているんですが、その類のものが法律上鉱区にできない地域になっていたんですけれども、戦後は当然ながらそういう制度はないということで、そこで指定の第1号で伊勢神宮の周辺地域、あそこはかなり山とかあるみたいですので、そういうところを指定したということになっているわけなんです。

ただ、これは指定を一度すると解除しない限りずっと続くということなので、毎年毎年そんなに請求事件が来るわけではないというところで、直近も、これ、基準で20年度から22年度で2件となっておりますが、22年度に三重県の森林の、広大な森林の地帯を1件指定したのと、それと、沖縄県で新設されたダム周辺の地域を1件と、この22年度の2件指定したのが直近のものということになっております。

それで、現時点で特に何か新たな動きがあるわけではないという状況もありまして、実

際の実績も御覧いただいたとおり、23年度から25年度まで1件もなかったというように
とでございます。

それで、じゃあ、今後の3年間どうするのかということで、資料3の3ページ目を御覧
いただきたいと思いますが、今後もこの件数ベースで測定指標を作っていくのかと
いうと、それは何か違うんじゃないかということがありまして、特に、ほかの指標のよう
にこれまでの3年間の平均を取るという手法も、これはゼロにしかならないので、ちょっ
と無理だということもありまして、そこで、指標の取り方を変えまして、鉱区禁止地域の
指定の請求事件があった場合の平均処理期間に置き換えたということでございます。直近
の3件について平均をしまして、1年6か月ということにしております。この鉱区禁止
地域の指定の制度は、現地の調査をしたりとか、あるいは法律上、現地で公聴会をしない
といけないというような規定もございまして、結構時間が掛かるということもございまし
て、それで過去の平均が1年6か月になっているということでございます。

これが1つ目ということでございまして、2つ目が、鉱業等に係る行政処分に対する不
服裁定事件の受付、係属、終結の状況ということでございます。これも、御覧いただいた
とおり、基準が、資料2の方で同じく3ページで、20年度から22年度の3年間で5件、5
件、2件ということなんですが、活動実績のところ、25年度のところを見ていただきま
すと、係属が1で終結が1となっていて、実は25年度に係属していた1件が終結をし
たということで、今、手持ちがゼロになっています。

ということでございまして、そこで、じゃあ、次の3年間どういう測定指標にするか
ということで、また資料3の3ページ目を御覧いただきますが、2つ目の指標で、一応これ
は受付、係属、終結ということなんですが、これも単純に過去3年間の数字を平均すると、
またおかしな数字になりますので、つまり、受付が1で終結が2とかいう、手持ちがゼロ
なのに、そんな数字になってしまうと変な数字が出てきますので、これは、過去3年間で
受付が3件あったということなので、1年で1件ということで、受付1件で係属、終結も
1件ずつという形で置いてございます。

これが2つ目ということでございまして、また資料2の方に戻っていただきまして、資
料2の最後のページ、4ページ目を御覧いただきたいと思いますが、土地利用に関する行政
庁の適正な処分の確保ということでございまして、これは、土地収用法に基づく国交大臣
に対する不服の申し出があったときに、国交大臣が裁定をするに当たって、公調委に意見
を聴かなければならないということになっております。それで、この意見の申し出の処理
を適正に行うということでございます。

測定指標は1つということでございますが、基準は、20年度から22年度の3年間で合計
して、受付43件、係属54件、終結48件という形になっていて、活動実績は右に書いて
あるとおりでございます。こう見ていきますと、20年度から22年度、係属が3年間で54件
ですから、1年間で18件平均だったわけですが、現時点で多少、その係属している数が25
ということなので、こちらもちよっと事案が積み重なっているかなという状況でございま

す。

そこで、じゃあ、今後の3年間どうしたらいいのかということでございまして、これも資料3の4ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらも基本的には過去3年間の平均を取るということで、受付13件、係属23件ということではございますが、終結については、こちら公害の方の最初のところと同じで、ちょっと操作をしてございまして、終結の方を単純に平均すると12件という形の数字が出てきます。これですと、公害の方の話と同じで、受付13に対して終結が12だと1件赤字が出て、3年間で3件赤字になるということではございますが、先ほど御説明しましたとおり、係属事件がちょっと増えてきている傾向にあるということもございまして、ここは毎年少なくとも1件は黒字になるような目標の置き方をしたいということで、13の受付に対してプラス1で、終結を14という形で置かせていただいております。

土地についての説明はここまでなんですけど、それ以外ということで、ちょっと説明を付け加えさせていただきたいと思っております。

資料4以降を御説明したいと思っておりますが、まず資料4ですが、これは参考に付けた資料として、資料3で今後3年間の測定指標を新たに置きましたが、資料4は、資料3の事前分析表に対しまして、評価書の様式に、この新たに作る測定指標を落とし込んだものということでございまして、当然ながら26年度以降の実績のところは空欄になっているということで、これは単純に参考までに落とし込んだものということでございます。

それから、次に資料5ですが、こちらが今後3年間のための政策評価の基本計画、それから資料6が、次の3年間のうちの初年度である26年度についての評価の実施計画ということになっておりまして、アンダーラインが入っているところが修正部分、前回からの修正部分ということになっております。それで、資料5の方を先に見ていただきますと、3ページ目の一番下の5の評価書と書いてあるところから次ページにかけてずっとアンダーラインが入っておりまして、一方で、資料6についても、1ページ目の下の方からずっとアンダーラインが、下の方にアンダーラインが入っております。

これらにつきましては、ちょっと政府全体で変更点があったものを受けて、それを反映して入れ込んだものでございまして、ちょっと別の資料の方を御覧いただくことになるんですが、参考1と書いてある束の方、参考資料を付けているんですけども、政策評価法に基づく政策評価の仕組みと書いてある参考1という資料の方の束、別の束をちょっと御覧いただければと思います。

こちらの資料の3枚目の方をおめくりいただきますと、政策評価の標準化、重点化というポンチ絵が入ってございまして、ここで、5月20日の諮問会議で新藤総務大臣が説明した取組の具体化と書いてございます。なぜこう変更したのかという話ですが、新藤総務大臣の問題意識から話が出てきて変更するに至ったということとして、要するに、政策評価がちょっと総花的になり過ぎではないかというのが新藤総務大臣の問題意識ということなんです。各省庁で各部局からも立ち上げるとすごい数の施策になるわけですし、それらを1つ1つ

全部延べ単で評価をしていくとかなりの数になると。そうすると、たくさんあり過ぎて、どこが重要なのか、非常に分かりにくいと、総花的だと。それに、たくさん評価を全部やっていくわけですから、やっている方も評価疲れになってしまうということもありまして、もうちょっとメリハリをつけたらどうかというのが大臣の問題意識ということになっています。

真ん中の右側の方に、実施時期の重点化と書いてありまして、単に毎年度評価を実施するのではなく施策の節目に合わせて実施と書いてございまして、これは、要はメリハリをつけるという意味でございまして、ある部局の、特定の施策で、重点を置くべき施策の節目というものがあると思うんですが、その施策の節目の年に重点評価をして、それ以外の年はモニタリングにとどめるということで、メリハリをつけた形にすると。

ということで、これが新藤総務大臣の問題意識から出た変更点でして、今の紙の裏側を見ていただきますと、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（抄）と入ってございまして、各省連絡会議で合意された事項ということなんですが、先ほど御説明申し上げた、メリハリをつけるといったことがここで決定をされているというわけございまして、ここで決定した事項、ここに記載されている文言を、今回、公調委の基本計画なり実施計画の方に取り込んだ部分がアンダーラインの部分ということになっております。

ただしでございますが、公調委の場合、各府省の普通に政策を持っている部局と違いまして、何か毎年毎年新しい施策を考えて展開していくということにはございませぬので、そういう意味では、毎年出てくる新しい施策の、ある年が節目だとかそういうことはなくて、従来どおり毎年毎年同じようなことをやっていくということになってしまいますので、ですから、公調委にとっては今回の変更というのは特に影響を及ぼさないということでございまして、従来どおり、この3年の基本計画の3年目に全体の見直しをして、その間の1年目と2年目の中間年は、どちらかというともモニタリングというような形になるんじゃないかというふうに考えております。

それから、最後になりますが、今の参考資料の束の一番後ろの一まとめ、参考5と書いてある資料が平成25年行政事業レビューシートという紙になってございまして、これを御覧いただきたいと思っております。これは、昨年8月の時点、要は予算の要求作業をするための、このレビューが行われて出てきたものでございまして、言わばこれの結果を参考にして予算要求作業をしるということで出てきたものでございまして。

参考5のレビューシートの2ページ目の方を御覧いただければと思っておりますが、このレビューシートは、要は各部局の政策評価を受けまして、本省の会計担当の部局の方で一まとめにして、外部有識者の意見を聴いた上で、行政事業レビュー推進チームの所見ということで所見を出すと、その所見を部局に戻して、部局の方でそれを踏まえて予算要求作業をするという流れになっております。

真ん中ほどに外部有識者の所見が入ってございまして、2つほど所見が付いてはいますが、それを受けて、推進チームの所見というのがその下に入ってございまして。推進チームの最

終結論としての所見は現状どおりということで、事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所要額を計上という、言わば今のおりでいいという結論だったんですが、その前提としての外部有識者の所見が2つ付いていますので、それを御報告申し上げたいと思います。これは、先ほど申し上げましたとおり、各省庁ごとの会計担当の部局でやっているものですので、公調委につきましても総務本省の方の外部有識者が御覧になって意見を付けたというものでございます。

1つ目ですが、2つの制度、要は公害と土地の制度の合算で予算が付いているけれども、それぞれの制度で積算できる余地はないのかということとして、郵政改革なんかでも似たような話ございましたが、例えば郵便事業と貯金、簡保とかと分けて出せないとか、そんな話があって、要は、郵便の方の赤字をほかでカバーしているんじゃないかとかいう話がありましたが、これもちゃんと分けて出すべきじゃないかという御指摘でありました。

それで、じゃあ、実態がどうなっているのかということですが、実のところは、土地の制度の方で、例えば調査に行くとか、委託調査をするとか、出張で調査に行くとか、そういったことは毎年、件数としてはほぼゼロでして、これ、もし可能性としてあるとすると、先ほど出てきました鉱区禁止地域の指定の請求事件があったときに、現地に調査に行ったり現地で公聴会をしたりと、そういったケースの場合に予算の支出が必要となるということとでございます。ところが、先ほど御説明しましたとおり、鉱区禁止地域の指定の請求事件は最近ないということとでございます、そうしますと、うちについている調査予算、言わば100対0の割合で公害の方に使っていて、土地の方はゼロであるということとでございます。ですから、分けて積算する意味が実はないというのが結論でございます。

それから、2つ目の所見でございますが、昭和47年に公調委の組織ができてから、その長期間の経験で予算をつけているんじゃないかということで、積算根拠を明確にしろと。つまり、係属事件1件当たりのコストみたいなものを出してやったらどうかというような御意見ではないかと思うんですが、これも、平成10年代で受付が1桁だった時代に例えばこんな意見を出されたら、ちょっとかなり厳しい意見かなという答えになったかと思うんですが、今は、先ほど来出てきていますように、受付事件が少しずつ増えているような状況です。その一方で、事件が増えているのに予算が削られているといった状況の中では、1件ごとのコストを出したから、じゃあ予算を増やしてくれと言っても通るわけでもありませんので、これも、御指摘はいただいても、だからどうできるものでもないのかなということだと思われまます。

恐らく、そういった理由があつてということだと思いますが、最終的な推進チームの所見ということで、本省の方で出された判断というのは、現状どおりという判断になっているのではないかと思われまます。

以上でございます。

○駒形事務局長 1点だけ補足します。

資料4の施策の予算額執行額の1枚目、これは単位百万円になっているのは、これ、単

位千円だと思えます。それから、この数字は、人件費とか除いて、実質的に事件に投入するための調査費などで積算されているんじゃないかと思えます。

以上です。

それでは、今の土地利用の話も含めて、公害、全体につきまして、どのようなことでも結構ですので、御意見あれば承りたいと思えます。よろしくお願ひします。

○北村構成員 採石とか砂利は、今度の、今の国会で諮っている、いわゆる分権の4次一括法案の中で、確か政令指定都市くらいには移譲される、権限移譲が確か実現するのがあるから、今後は処分庁の数が増える可能性はありますか。ここで書いてあるようなやつはどこ、大体政令都市の中にそんな砂利採取とかがあろうかと思いませんけれども、現にこれは全部、乗っかっているやつは、従来どおり都道府県がやる話だと思うんですけども、そういうときにはやはり公調委から、もう御不満があればこちらに来る、救済のルートがあるというあたりは、また積極的にお知らせというか、なさるのでしょうか。

○河合総務課長 実のところ、土地の事件の方の広報というのは、公害の方と比べると、そんなに積極的にやっているわけでは実はなかったんですが、公調委という組織そのものの広報はホームページや、あるいはパンフレットなどでもやってきたというところではあります。これも不服申立ての事案ですので、どの程度広報するのがいいのかということはあるかと思えますが。

○北村構成員 恐らく、計画認可の処分が一番下に教示がありますから、それは多分典型的な書面だから、やらなくたっていいのかなと思ったりします。

○岡部次長 せっかくの先生の御指摘でございますから、当該法律の所管省庁の状況を確認して、必要があれば、要はちゃんとした手続が失念されないような形で、対応が必要かどうか、確認させていただきます。

○駒形事務局長 何か、あとほかにございませんか。

○大川構成員 既に御存じかと思うんですが、しかもちょっと古い話になって恐縮です。2010年11月に近畿弁護士会連合会が、「市民のための公害環境紛争解決制度」と題して、弁護士会としては初めて公調委を取り上げてシンポジウムをいたしました。当時の鈴木審査官が出席されたようですが、あまりなじみのない公調委をもっと積極的に活用していこうという立場で行われました。その議論の前提になっているのは、公調委はいい制度で、もっと活用すべきだということです。

このシンポジウムは、このときだけのやりっ放しになっているかもしれず、フォローもできていないかもしれません。日弁連と懇談されていると聞いておりますけれども、近畿弁護士会の公害環境メンバーとの懇談にまでちょっと広げていただきたいと思います。シンポジウムが肯定的評価であっただけに、ちょっと紹介させていただきます。

○岡部次長 ただいまの大川先生の御指摘、ありがとうございます。

それで、2月7日の金曜日に、日本弁護士会連合会の公害対策・環境保全委員会の先生方16名、今話に出た大阪の弁護士会長の福原会長は、この日、日弁連の会長選挙があると

いう忙しいときだったんですが、お越しいただきまして、それから、同じく公害対策・環境保全委員会の大木一俊委員長等々、御出席いただきました。

その席の場でも、私ども、どこへでも職員派遣して、いろんなそういう対話の場を持ちたいと思いますという話は申し上げさせてございますけれども、これはまた先生からお話ありましたんで、特に首都圏は我々、ここに公調委はありますけれども、首都圏と同じぐらいにいろんな問題、件数抱えている近畿の方は、なかなか会話の機会が限られているということもありますので、少し考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○名取構成員 毎年ここ出させていただいて、感じていることをお話させていただきます。毎年この懇談会では、評価書にある数字を中心に御説明いただいた後、質疑応答をしますが、そのやり取りを通じて、公害等調製委員会全体として非常にさまざまな取組を、十分な検討を行った上で取り組まれていることを感じております。そこで、毎年同じこと考えているのですが、皆さんが取り組まれていることがこの評価書の中でどこまで十分に表現できているかというところが、やっぱり私としては非常に気になるところです。相談、受付、係属、終結というくくりで、プレゼンテーションの資料がそういう形で出てきしまうと、やっぱり不要な誤解を招きやすいと思います。先ほど下位分類できないかなどと申し上げましたが、それは、資料の方でどういう工夫をすればやっていられちゃうことが適切に、この僅かな紙幅しかない書類の中で表現できるかという観点から申し上げたわけです。もう1つ、2つ工夫があった方が、よりよく表現できるのではないかなというふうに。これも毎年思うところですが、特に今後3年間、目標、測定指標で縛られるので、先ほど、専門的な調査を要するもの、要さないものという分類、それだけでも大分違うと思いますので、ほかの部分でももう少し御検討いただくと、公調委の活動がより適切に理解されるように思います。事件調査70回というだけで、本当に限られたスペースとはいえ、十分に表現できるかということも、少し御検討いただくと、評価としても非常にやりやすいのではないかなというふうに感じております。

○駒形事務局長 ありがとうございます。

○河合総務課長 そこは、既に22年度のときに、この測定指標を設定してしまっていますので、ですから、資料2の方は、もう設定したもので作らざるを得なかったんですが、ただ、今後の資料3の方は、専門的なものと専門的でないものを分けるように基準を作っていますので、ですから、活動実績の方も分けて出せるようになったということで、御指摘のように、もうちょっと活動をプレーアップできるように、何とかやっていきたいと思っています。

○山田構成員 資料2と資料3で先ほど御説明いただいて、基準が変わっていることは、説明していただくとよく分かったんですけども、この資料を読んだだけで分かるように、表現を工夫できないですかね。今、口頭で説明聞きながら見たので、よく分かったんですけども、この資料を見ただけでは、ちょっと何とも言いにくいかなと思いました。

○駒形局長 資料4の、今後策定する評価書で、今いろいろといただいたような御意見、工夫できないかな。これ、達成のところになんか書くんでしょう。

○河合総務課長 はい。

○名取構成員 今ちょっと誤解があったら申し訳ないんですが、事務的には、受け付けたものよりも終結させたものが単年度でより多くというところを、この資料ですと目標にしているけれども、実際に事件を、紛争調停される方々が、そこでの意識のずれがあるとすると、やはりそれは問題があると思いますので、もしもっと細かいレベルで出せるのであれば何か考えていただきたい。また、この4つで4行をとる必要もないかと思しますので、何か工夫ができればいいんじゃないかなというふうには思っています。

○駒形事務局長 それでは、お時間もまいりましたので、今日はどうもお忙しいところ、いろいろ貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。ただいまいただいた御意見を踏まえて、引き続き公調委の業務、政策目標に向けて、先ほどお話ありましたけれども、数だけではなくて質の方もよく、クオリティの高い公調委の仕事を目指していきたいと思います。

最後に、委員長から何かございますか。

○富越委員長 私の最初の挨拶はほとんど例年と変わらない挨拶でしたけれども、議論の中身の方は大変様々な御指摘を受けまして、大変参考になりました。どうもありがとうございました。

○駒形事務局長 本日はどうもお世話になりました。また事務局の方から御連絡させていただくこともあろうかと思うので、よろしくお願いします。

以上